

宇都宮市食品安全推進計画の概要

第1章 計画の概要

1 策定の趣旨

- ◆食の安全安心をめぐるさまざまな問題が発生する中、市民の食品の安全性に対する不安不信が高まっている。
- ◆本市では、市民の健康を保護するため、食品の安全性確保に関して基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、市内で生産、製造または販売される食品等について、事業者による自主回収の届出や安全性の調査その他食品衛生法等を補完する新たな制度を盛り込んだ「宇都宮市食品安全条例」を平成20年3月に制定した。
- ◆本計画は、条例の基本理念に基づき、食品の安全性の確保に関し、施策・事業を総合的かつ計画的に推進するため策定するもの。

基本理念（条例第3条）

- 1 食品の安全確保は、事業者の自主的な取り組みを基本とし、安全で安心な食品等を提供することにより、当該事業者が消費者の信頼を獲得することで実現されなければならない。
- 2 食品の安全確保は、市、事業者及び市民が食品の安全確保に関する情報を収集し、及び提供することを通じて、それぞれの取り組みを相互に理解し、協力することにより行われなければならない。

2 計画の位置づけ

- ◆第5次宇都宮市総合計画の分野別計画
- ◆宇都宮市食品安全条例第7条に規定する、本市の食品の安全確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画

3 計画の性格

食品の生産から消費（生産・製造加工・流通・消費）の各般にわたる幅広い視野に立った計画

4 計画の期間

◆平成21年度から平成25年度までの5年間

第2章 現状と課題

1 生産段階

➢食品の安全性のうち、残留農薬に不安を感じている市民は多く、農薬の適正使用や生産履歴の記載の推進、試験検査の充実などにより、農畜水産物の安全性の向上を図る必要があります。

2 食品の製造、加工、販売段階

➢輸入食品を含む食品の検査を効率的に実施する必要があります。
➢科学的知見や分析に基づく、効率的かつ効果的な監視が必要です。
➢食品営業施設の衛生管理を向上させ、事故を未然防止するため、事業者の自主的な衛生管理の取り組みを促進する必要があります。

3 消費段階

➢食の安全性に対して不安をもつ市民が増えているため、食品の安全性に関する情報を積極的に提供するとともに、市民の食品に関する正しい知識を高め理解を深める必要があります。

4 食品の生産から消費に至るすべての段階

➢偽装表示の問題や輸入食品の事故の発生などにより、事業者やリスク管理を行う行政に対する市民の不信感が増し、信頼関係が不足しているとの指摘もあることから、生産から消費に至る全ての関係者が意見交換等を通じ、相互理解を推進する必要があります。

5 体制整備

➢食品の関係者が情報の交換や連携を推進し、一体となって、食品安全施策を進める必要があります。
➢食中毒等の食品事件事故の発生時や食品による危害のおそれがある場合に、迅速かつ的確な措置の対応のできる体制が必要です。

第3章 計画の基本的考え方と基本目標

- 市民にとって安全で安心できる食環境の実現
- 食品の生産から消費に至る幅広い視野に立った一貫した施策の推進
- 関係者の相互理解と協力・連携の推進
- 食の安全と安心を確保するための体制整備の推進

基本目標

- ◆生産段階 基本目標1
安全な食品を安定生産・供給できる食環境づくり
- ◆食品の製造、加工、流通段階 基本目標2
安全な食品を製造、加工、販売できる食環境づくり
- ◆消費段階 基本目標3
市民が安心信頼できる食環境づくり
- ◆生産から消費に至るすべての段階 基本目標4
市民・事業者・行政が相互に理解・連携して取り組む食環境づくり
- ◆体制整備と連携強化 基本目標5
食の安全と安心の確保のための体制づくり

第5章 推進体制

- 1 食品安全行政推進会議・・・進行管理
- 2 食品安全懇話会・・・施策の評価と助言
- 3 食品安全関係団体連絡会議・・・協力

第4章 施策の展開

1 安全な食品を安定生産・供給できる環境づくり

- 1 安全な農畜産物の供給促進と生産振興
- 2 生産履歴管理の普及啓発と情報提供
- 3 環境保全型農業の推進
- 4 農畜水産物検査の充実

2 安全な食品を製造、加工、販売できる食環境づくり

- 1 流通機能の充実と安定供給の支援
- 2 監視指導の充実
- 3 試験検査の充実
- 4 調査研究の推進
- 5 食品表示の適正化の推進
- 6 食品事業者の自主衛生管理の促進
- 7 学校・給食センターの衛生管理の徹底

3 市民が安心信頼できる食環境づくり

- 1 消費者への情報提供の推進
- 2 消費者の食に関する知識・理解の促進
- 3 食育の推進
- 4 消費者相談対応の充実

4 市民・事業者・行政が相互に理解・連携して取り組む食環境づくり

- 1 食品に関する情報共有の推進
- 2 リスクコミュニケーションの推進
- 3 消費者と生産者の相互理解の推進

5 食の安全と安心確保のための体制づくり

- 1 食品安全行政の総合的推進体制の充実
- 2 監視・検査体制の充実
- 3 健康危機管理体制の強化

重点事業

新規事業★

- 安全な農畜産物の供給促進と生産振興
 - ・農薬の適正使用の推進
 - ・GAPの導入促進
- 環境保全型農業の推進
 - ・環境と調和のとれた農業の普及
- 農畜水産物検査の充実
 - ・農薬及び動物医薬品等の検査の充実
- 監視指導の充実
 - ・計画的で効果的な監視指導の充実
 - ・食品の安全性調査の実施★
- 試験検査の充実
 - ・高度で多様化する検査への対応の充実
- 食品事業者の自主衛生管理の促進
 - ・自主衛生管理認証施設の普及★
 - ・事業者による適切な自主回収の促進★
- 消費者への情報提供の推進
 - ・食品安全情報の提供
 - ・食品危害情報の提供
- 消費者の食に関する知識の普及と理解の促進
 - ・食品安全ウォッチャーの育成及び活用
- 消費者相談対応の充実
 - ・食品危害申出への対応の充実★
- 食品に関する情報共有の推進
 - ・食品危害情報等の提供(一部再掲)★
- リスクコミュニケーションの推進
 - ・意見交換会等による相互理解の推進
- 食品安全行政の総合的推進体制の充実
 - ・関係機関との情報交換と連携の推進
 - ・食品安全懇話会・食品安全専門委員会の開催
- 監視・検査体制の充実
 - ・食品安全ウォッチャーの活用(再掲)
- 健康危機管理体制の強化
 - ・食品安全条例に基づく健康被害未然防止対策の推進(再掲)★